

森づくり安全技術・技能全国推進協議会

諸 規 程 集

(2012年10月1日更新)

規 約	2
事務局設置規則	9
審査機関、審査事業及び安全技術・技能習得者の 登録に関する規程	10
会員規程	14



森づくり安全技術・技能全国推進協議会

森づくり安全技術・技能全国推進協議会 規 約

(2006年 2月19日付制定)

(2009年12月25日付一部改正)

(2011年 7月18日付一部改正)

(2012年10月 1日付一部改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、森づくり安全技術・技能全国推進協議会（以下「全国推進協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、森づくり活動を行う者が安全な作業を行うための技術、技能を体系的かつ段階的に向上させるため、森づくりの安全技術・技能習得制度（以下「安全技術・技能習得制度」という。）を構築し、その普及に努めるとともに森づくりの安全技術・技能の指導者層の拡充を図り、もって森づくり活動の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安全技術・技能習得制度の構築
- (2) 森づくり安全技術・技能習得者（以下「安全技術・技能習得者」という。）の認定及び登録
- (3) 安全技術・技能習得者の認定の審査を行う機関（以下「審査機関」という。）、審査を行う事業（以下「審査事業」という。）の承認
- (4) 森づくり安全技術・技能講習会（以下「講習会」という。）及び森づくり安全技術・技能審査会（以下「審査会」という。）の実施
- (5) 安全技術・技能習得制度の普及・啓発
- (6) 安全技術・技能習得制度に関する関係機関との連携及び支援の要請
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員 森づくりの安全作業を行うための技術・技能を向上させるための運動を推進する団体又は個人であって会費を納める者

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する団体又は個人であって賛助会費を納める者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 正会員の会費は、総会において定める。

2 賛助会員の会費は、理事会で定める。

(資格喪失)

第8条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 禁治産又は準禁治産の宣告

(3) 死亡、失そう宣告又は解散

(4) 除名

(退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、理由を附して、理事長に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することが出来る。この場合には理事長は、その総会の日の10日前までにその会員に対し、その旨を書面を持って通知し、かつ総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) 会費を6ヶ月以上滞納したとき

(2) 本会の会員としての義務に違反したとき

(3) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき

(既納会費の不返還)

第11条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員及び顧問

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち理事長は1名、副理事長は2名以内とし、常任理事は10名以内とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、会員及び有識者のうちから総会の議決により選任する。

- 2 理事長、副理事長、常任理事は、理事のうちから互選する。
- 3 監事は、理事又は本会の職員と兼ねることは出来ない。

(役員職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、規程及び細則を定め、総会及び理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。

- 2 理事長は、本会を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事長、副理事長が事故あるときまたは欠けたときは、理事会において定められた順位により、その職務を代理しまたは代行する。
- 5 常任理事は、本会の業務を分担処理する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (2) 本会の財産を監査すること
 - (3) 理事会に出席して意見を述べること

(役員任期)

第15条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまで、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した会員の過半数の議決を経て、解任することが出来る。ただし、その役員に対し、総会の前にその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 身体の故障のため職務の執行に堪え得ないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員報酬)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要した交通費等の費用を受けることができる。

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関し、理事長の諮問に答え、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

(事務局)

第19条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局及び職員に関する事項は、理事長が別に定める。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。

第5章 総会及び理事会

(総会の開催)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、監事が召集する場合を除き、理事長がこれを召集する。

- 2 通常総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき
 - (2) 会員の3分の1以上から総会の請求があったとき
 - (3) 監事が必要と認めたとき
- 4 前項2号の場合において、請求のあった日から20日以内に召集しなければならない。

(総会の構成員)

第21条 総会は、正会員で構成し、議決権は、おのおの1個とする。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、理事長とする。ただし、第20条第3項第2号及び第3号の臨時総会の議長は、会議の都度正会員の互選で定める。

(総会の通知)

第23条 総会の召集は、少なくとも10日前に会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議決事項)

第24条 この規約において別に定める事項のほか、次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 財産目録及び貸借対照表
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第25条 総会は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、正会員現在数の過半数が出席しなければその議事を開き、議決することが出来ない。

- 2 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面又は代理人による議決)

第26条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人により議決権を行使することが出来る。

- 2 前項の書面は、総会の前日までに本会に到達しないときは無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数
- (4) 議案
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

- 2 総会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

(理事会)

第28条 理事長は、次の場合に理事会を召集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の2分の1以上から請求があったとき

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の議決事項)

第29条 この規約に定めるもののほか、次の事項については理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会の召集及び総会に附議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) 規程及び細則の制定、改廃に関する事
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

(準用)

第30条 第25条、第26条及び第27条の規定は、理事会において準用する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 本会設立当初、特定非営利活動法人森づくりフォーラムから継承した別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄付金品
- (6) 国その他の助成金
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において定める。

(事業計画書及び収支予算書)

第33条 理事長は毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会及び総会の議決を経なければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表及び事業報告書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第7章 審査機関等

(登録)

第36条 第4条第2号の安全技術・技能習得者の登録に関する規定については、別に定める。

(審査機関等)

第37条 第4条第3号の審査機関及び審査事業の承認に関する規定については、別に定める。

(専門委員会)

第38条 必要に応じて、理事会の下に専門委員会を置くことが出来る。

2 専門委員会の委員は、理事長が委嘱する。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第39条 この規約の変更は、理事会及び総会においておのおの3分の2以上の議決を経なければならぬ。

ない。

(解散)

第40条 本会の解散は、理事会及び総会においておのおの4分の3以上の議決を経なければならない。

附則

この規約は、2006年2月19日より施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、次の通りとし、その任期は第15条の規定にかかわらず2009年3月31日までとする。

会長

副会長

理事長

理事

常任理事

監事

3 設立当初の会計年度は、2006年4月1日から2007年3月31日までとする。

附則（運営委員会の追加）

改定後のこの規約は、2009年12月25日から施行する。

附則（事務所の変更、会長・副会長制の廃止、運営委員会の廃止）

改定後のこの規約は、2011年7月18日から施行する。

附則（認定委員会廃止に伴う専門委員会に関する規程）

改定後のこの規約は、2012年10月1日から施行する。

森づくり安全技術・技能全国推進協議会 事務局運営規則

(2010年3月19日付制定)

(趣旨)

第1条 森づくり安全技術・技能全国推進協議会（以下「本会」という。）の事務を処理するために、本会規約第19条に基づき事務局を設置する。

(職の設置)

第2条 事務局に次の職員を置き理事長が任免する。

- 1 事務局長 1名
- 2 事務局員 若干名

(職員の業務)

第3条 事務局長及び事務局員の業務は次のとおりとする。

- 1 事務局長は、理事長の命を受けその監督のもとに事務局員を監督し、一切の事務を処理する。
- 2 事務局員は、事務局長の命を受け総務、会計経理、普及など本会全般の事務に従事する。

(嘱託職員及び臨時職員の雇用)

第4条 業務の執行を補完するため、事務局長及び事務局員として嘱託職員及び臨時職員を雇用することができる。

(客員研究員及び嘱託研究員)

第5条 業務の執行にあたり、専門的事項を調査研究させるため、必要に応じて学識経験を有する者の中から客員研究員及び嘱託研究員として委嘱することができる。

(備付帳簿及び書類)

第6条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約及び理事会・総会に関する書類
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員、顧問及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 実施事業に関する書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(事務の委託)

第7条 事務局長は、第2条及び第3条に関わらず、必要に応じて本会の事務の一部を委託して行うことができる。

附則

この規則は、2010年3月19日より施行する。

森づくり安全技術・技能全国推進協議会
審査機関、審査事業及び安全技術・技能習得者の登録に関する規程

(2006年 2月19日付 制定)
(2011年 7月18日付一部改正)
(2011年12月24日付一部改正)
(2012年10月 1日付一部改正)

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、森づくり安全技術・技能全国推進協議会規約（以下「規約」という。）に定める審査機関、審査事業及び安全技術・技能習得者の登録に関する事項を定める。

第2章 審査機関

(審査機関の種別)

第2条 森づくり安全技術・技能習得者（以下「安全技術・技能習得者」という。）の認定の審査を行う機関（以下「審査機関」という。）は、安全技術・技能習得者の認定の種類別に、次のとおりとする。

(1) 森づくり安全技術・技能全国推進協議会（以下「全国推進協議会」という。）

安全技術・技能習得者のうち森づくり安全リーダー（以下「ランク4」という。）及び森づくりコーディネーター（以下「ランク5」という。）の認定の審査機関

(2) 認定団体

安全技術・技能習得者のうち森づくりビギナー（以下「ランク1」という。）及び森づくりリピーター（以下「ランク2」という。）の認定の審査機関

(3) 森づくり安全技術・技能地域推進協議会（以下「地域推進協議会」という。）

安全技術・技能習得者のうち森づくり安全サポーター（以下「ランク3」という。）の認定の審査機関

2 前号の定めにかかわらず、地域推進協議会が設立されていない地域においては、認定団体をランク3の認定の審査機関とすることができるものとする。

(審査機関の承認手順と承認の要件)

第3条 前条第2号の認定団体は、全国推進協議会の団体会員であって、全国推進協議会の理事会において、審査機関として承認を受けたものをいう。

第4条 前々条第3号の地域推進協議会は、認定団体により構成され、全国推進協議会の理事会において、審査機関として承認を受けたものをいう。

第5条 前2条の承認の要件は、別に定める。

(審査機関の承認の取り消し)

第6条 全国推進協議会の理事会は、審査機関が、その任務を十分に遂行できないと判断した場合には、その承認を取り消すことができる。

第3章 審査事業

(審査事業の種別)

第7条 安全技術・技能習得者の認定の審査の対象となる事業（以下「審査事業」という。）は次のとおりとする。

(1) ランク1及びランク2の認定の審査事業

地域推進協議会により承認された認定団体により実施される森づくり体験事業

(2) ランク3の認定の審査事業

全国推進協議会の理事会により承認された地域推進協議会により実施される森づくり安全技術・技能審査会（以下「地域審査会」という。）

(3) ランク4及びランク5の認定の審査事業

全国推進協議会の理事会が承認した全国推進協議会が実施する森づくり安全技術・技能審査会（以下「全国審査会」という。）

2 前項の審査事業の承認は、結果を全国推進協議会の理事会に報告しなければならない。審査事業は、事業結果の報告を持って了承とする。

(審査事業の審査料)

第8条 前条の審査料は、主催する審査機関がそれぞれ定める。

(審査事業の監査)

第9条 全国推進協議会の理事会は、審査事業について監査を行うことができる。

(審査事業の取り消し)

第10条 全国推進協議会の理事会は、審査事業として適切でないと判断した場合、その承認を取り消すことができる。

第4章 安全技術・技能習得者の登録

(安全技術・技能習得者の登録の種類及び登録の要件)

第11条 規約第4条第2号の安全技術・技能習得者の登録の種類は次のとおりとする。なお、登録の要件については、別に定める。

(1) ランク1

第2条第2号の審査機関により、第7条第1項第1号の事業に参加し、「ランク2を目指す者」としてランク1の認定を受けた者

(2) ランク2

第2条第2号の審査機関により、第7条第1項第1号の事業に12回程度以上参加し、第7条第1項第2号の団体審査会において「自分で、手道具の基本的な作業を安全に行うことができるもの。また、ランク1を指導できるもの」としてランク2の認定を受けた者

(3) ランク3

第2条第3号の審査機関により、第7条第1項第2号の地域審査会において「自分で、動力機械の基本的な作業を安全に行うことに加え、間伐木の選木などができる者。また、ランク1～2を

指導できる者」としてランク 3 の認定を受けた者

(4) ランク 4

第 2 条第 1 号の審査機関により、第 7 条第 1 項第 4 号の全国審査会において「かかり木などの応用的な作業を安全に行うことに加え、地域推進協議会の指導・運営ができる者。また、ランク 1～3 を指導できる者」としてランク 4 の認定を受けた者

(5) ランク 5

第 2 条第 1 号の審査機関により、第 7 条第 1 項第 4 号の全国審査会において「森林の経営管理能力に加え、全国推進協議会の指導・運営に積極的に参画いただける者。また、ランク 1～4 を指導できる者」としてランク 5 の認定を受けた者

2 前号 (4)、(5) の定めにかかわらず、本制度の円滑な運用を図るため、当面、(4)、(5) と同等の能力を有する者として地域推進協議会等から推薦された者については、全国推進協議会理事会において推薦内容を審査のうえ、ランク 4 及びランク 5 の登録を認定できるものとする。

(登録の手続き)

第 1 2 条 安全技術・技能習得者の登録は、認定に係る審査機関を経由して、全国推進協議会に登録の申請を行う。

2 前項の申請は、当該認定に係る審査事業終了後 60 日以内に行わなければならない。

3 全国推進協議会は、審査機関を経由して提出された申請書を確認し、前条各号の要件を満たすと判断した場合には、安全技術・技能習得者名簿に登録し、申請者あて安全技術・技能登録証を送付しなければならない。

(登録手数料)

第 1 3 条 第 1 2 条各号の安全技術・技能習得者の登録手数料は、2000 円とする。

2 登録証の再発行の手数料は、500 円とする。

3 一旦納入された登録手数料及び再発行の手数料は、理由の如何を問わず返却しない。

4 個人正会員又は個人賛助会員になっている者については登録料を免除する。

5 全国推進協議会の理事会が特別に認めた者については、登録手数料を免除することが出来る。

(登録の有効期限)

第 1 4 条 第 1 1 条各号の登録の有効期限は、次のとおりとする。

(1) ランク 1 及び 2 登録者本人から登録抹消の申請がない限り、無期限とする。

(2) ランク 3 5 年間

(3) ランク 4 3 年間

(4) ランク 5 3 年間

第 5 章 雑則

(規程の変更)

第 1 5 条 この規程の変更は、全国推進協議会の理事会の審議を経なければならない。

附則

この規程は、2006年2月19日より施行する。

附則（審査機関の種別の追加、安全技術・技能習得者の登録の種類及び登録の要件の修正追加）

改定後のこの規程は、2011年7月18日から施行する。

附則（登録手数料の修正及び附則に以下の追加）

第15条に関わらず、当面の間は登録の有効期限を設けないこととする。

改定後のこの規程は、2011年12月24日から施行する。

附則（認定委員会の廃止等）

改定後のこの規定は、2012年10月1日から施行する。

森づくり安全技術・技能全国推進協議会 会員規程

(2011年12月24日付制定)

(目的)

第1条 この規程は、森づくり安全技術・技能全国推進協議会規約第3章を補完するため、森づくり安全技術・技能全国推進協議会（以下「全国推進協議会」という）の会員に関する事項を定めるものとする。

(年会費)

第2条 年会費は、会員の区別に従い下記の通りとする。

- (1) 個人正会員 年額 5,000 円
- (2) 個人賛助会員 年額 3,000 円
- (3) 団体正会員 一口年額 10,000 円、一口以上。
- (4) 団体賛助会員 一口年額 50,000 円、一口以上。

(義務)

第3条 全国推進協議会の理事は、組織の運営責任を担う立場にあることから、個人正会員にならなければならない。

(特典)

第4条 個人正会員及び団体正会員は、全国推進協議会の総会において議決権を有するほか、下記の特典を受けられるものとする。

- (1) 全国推進協議会が企画する行事への参加
 - (2) 全国推進協議会発行の電子メールマガジンの提供
 - (3) 全国推進協議会ホームページ上でのイベント等 PR 代行
 - (4) 全国推進協議会発行物の贈呈
 - (5) その他、本会が認めた特典
- 2 個人賛助会員及び団体賛助会員においては、前項(1)号から(5)号に掲げられた特典のほか、下記の特典を受けられるものとする。
- (1) 全国推進協議会の総会において議決権は有さないが、事前に意見を述べることができる
 - (2) 団体賛助会員については、全国推進協議会発行の電子メールマガジン上及びホームページ上に広告を掲載できる
- 3 個人正会員及び個人賛助会員は、森づくり安全技術・技能習得制度における認定登録料を免除する。

附則

この規程は、2011年12月24日より施行する。